

■学校法人会計と企業会計との相違点

項目	学校法人会計	企業会計
活動の目的	教育・研究活動(原則は非営利事業)	経済活動(営利事業)
会計の方針	現金主義による収支計算	発生主義による損益計算
会計基準	学校法人会計基準	企業会計原則 原価計算基準 等
会計年度	4月1日～翌年3月31日	定款で定めることができる
作成が義務づけられている書類	貸借対照表、収支計算書、(資金収支計算書、活動区分資金収支計算書および事業活動収支計算書) 固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
決算書類の様式	予算額・決算額およびその差異を並記すること	予算額記載の必要性は認めない
決算評価	事業活動収支計算書による収支バランスの均衡、 および貸借対照表における財務指標	損益計算書による各種利益、 および貸借対照表による財務指標